

指名競争入札（工事請負関係）における指名基準

指名競争入札（工事請負関係）における指名基準（平成6年制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 設計金額2千万円以下の工事に係る指名競争入札の実施にあたり、新居浜市契約規則（昭和39年規則第32号）第19条の規定に基づき、業者の指名に必要な事項を定める。

（業者の指名）

第2条 業者の指名は、新居浜市建設業者格付事務取扱要綱（平成6年制定）により格付された等級により、別表第1のとおりとする。ただし、業者の育成と受注機会の確保及び施工能力の増大を図るため、工事の規模内容等により直近下位の等級に該当する業者を指名することができる。

（業者指名の特例）

第3条 次に掲げる工事については、前条の規定によらずに指名することができる。

- （1）工事の性質上急施を要する工事
- （2）特殊な技術若しくは特殊な機械器具の備付け又は使用を必要とする工事
- （3）施工地区及び地理的状況から当該工事が有利に施工されると認められる工事
- （4）既に市の発注に係る工事を施工中で、当該工事の全部又は一部が出合丁場となる工事

（業者指名数）

第4条 業者指名数は、原則として別表第2のとおりとする。

（留意事項及び具体的運用基準）

第5条 指名にあたっては次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏しないようにしなければならない。

- （1）不誠実行為の有無
- （2）経営状況
- （3）工事成績
- （4）当該工事に対する地理的条件
- （5）手持ち工事の状況
- （6）当該工事についての技術的適正
- （7）安全管理の状況
- （8）労働福祉及び構造改善の状況

2 前項各号に定める留意事項の具体的運用基準は、別表第3のとおりとする。

（入札に関する働きかけの記録）

第6条 指名業者名は、落札者が決定するまで非公開とする。また、入札に関して契約課に働きかけがあった場合は、入札に関する働きかけの記録（別記様式）に残し、請求があればこれを閲覧に供するものとする。なお、この取扱いは、直接工事に関係する測量又は設計等業務委託についても同様とする。

附 則

この基準は、令和元年6月1日から施行し、施行の日以前に指名通知書を通知する指名競争入札については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

区分 業種	等級	設計金額
土木	特A・A	全工事
	B	1,000万円以下
	C・D・E	500万円以下
建築	A・B	全工事
	C・D・E	500万円以下
電気 管 水道	A・B	全工事
	C	1,000万円以下
	D・E	500万円以下

別表第2（第4条関係）

設計金額	業者指名数
130万円以下	3者以上
130万円を超え500万円以下	5者以上
500万円を超え1,000万円以下	8者以上
1,000万円超	10者以上

別表第3（第5条関係）

留意事項	具体的運用基準
1 不誠実行為の有無	以下の事項に該当する場合は指名しないこと。 （１）贈賄及び業務に関し不正又は不誠実な行為等により、新居浜市建設工事指名停止措置要綱（平成２年７月２日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく、指名停止期間中であること。 （２）市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負業者として不適当であると認められること。 ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。 （３）警察当局から市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。
2 経営状況	手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると判断される場合は、指名しないこと。
3 工事成績	（１）工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 （２）優良工事の表彰を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
4 当該工事に対する地理的条件	当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑にできるかどうかを総合的に勘案すること。
5 手持ち工事の状況	本市における工事の手持ち状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
6 当該工事についての技術的適性	以下の事項に該当するかどうかを、総合的に勘案すること。 （１）当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。 （２）当該工事に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準の工事の施工実績があること。 （３）地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。 （４）発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。

7 安全管理の状況	(1) 事故により指名停止要綱に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。 (2) 市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行われない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。 (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (4) 市発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
8 労働福祉及び構造改善の状況	(1) 賃金支払に関する厚生労働省からの通報が市長にあり、当該状況が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (2) 建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度への加入状況を確認するとともに、証紙購入若しくは貼付が十分かどうかを総合的に勘案すること。 (3) 建設労働者の雇用、労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。 (4) 現場環境改善、建設業のイメージアップ等に積極的に取り組むなど建設産業の構造改善に努めている場合は、これを十分尊重すること。

別記様式（第 6 条関係）

入札に関する働きかけの記録

年 月 日	時 間	相手の氏名 役 職 等	働きかけの内容
年 月 日			